

第35回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成30年10月1日(月)午後1時30分開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員

【職 員】松下事務局長、丸山次長、近藤次長補佐 日出山次長補佐

〔協議事項〕

1 今後の議会改革について

- ・議員研修に関する内容を議会基本条例に追記する（案）運用基準について

委員長：開催されない時のことも含めて考えていく必要があることから運用基準について必要ないのではないか。

委 員：運用基準があっても可とする。

委 員：細かく明文化するのもいかなものかと考える。

委員長：運用基準として明文化していくのであれば、細かく決めていく必要があるが、今現在やっていること（互助会の研修）を条例に明文化していくことにすればソフトランディングに取り組んでいくことができると考えている。意見交換会や出前講座等とは性格が違うことから運用基準の必要性はないと思う。今後進めていくうえで必要になった時に柔軟に対応すれば良い。

委 員：研修を実施することが大事であると考えている。運用基準については特に必要性はない。

委 員：条例をシンプルにし、研修を実施することをすすめていく。

委 員：運用基準は必要なし。

委 員：条例のみ。

※第9章の研修についての運用基準は必要なしと確認。

→会派に持ち帰り確認し、次回決定

- ・委員間討議について（案）

委 員：委員の発言時間の制限は無しになっているが「1議題の30分」「所管事務の30分」の整合性についてはどうか。

委員長：発言者のモラルで考えて発言をする。（委員長の采配重要である）

委 員：質疑して討論の前だとタイムラグがどうなるのかが気になっている。

委員長：委員長の采配が重要になる。

※議員間討議について、全委員確認（この形で議運へ諮る）

- ・ 請願陳情者の意見陳述について（事務局再提出資料で協議）

委員：周知することが必要。

陳述できる機会ができることはいいことだと思う。

委員：陳述しない分の意見書はどのように取り扱うのか。

委員長：会派が出す分については従来通りで、市民や各種団体の出す分はタイムスケジュール上15日前で考えている。今までの陳情や意見書が議運前に来た場合は、どうしているのか。15日後に来た時の対応はどのようなのか。いろいろなケースができると対応が難しくなるので、明解にしておかないといけない。

※様々な角度から事務局で整理し、次回提示及び協議

- 2 大阪府議会への視察について

※10月15日までに質問事項を事務局へ提出（必ず1人1問）

- 3 その他

委員長：今後の議会改革検討協議会について、次回は、大阪府議会の視察後に開催されることになると思われる。

次回は大阪府議会の視察の内容と持つ帰り案件になると思うが、今後の予定としては、今、取り組んでいる内容を完結して、一定の区切りと考えている。

来年になれば、統一地方選があるので、開催の回数を考えると今検討している課題を最終的に議運に提案し、今後の取組や課題について、次期に申し送り事項としてまとめていきたいと考えている。

次回開催：11月12日（月）10：00～